

議案第 26 号

教育財産取得の申出について（丸亀市立城南小学校第 2 運動場用地）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育財産の取得について市長に申出いたしたい。

令和 5 年 2 月 17 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

教育財産取得の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定により、下記のとおり教育財産の取得について申出します。

記

- 1 申出の内容
丸亀市立城南小学校第 2 運動場用地の取得

- 2 申出を行う財産の表示

種別	所在地	地番	地目	登記地積(m ²)	所有者
土地	丸亀市田村町	990 番	田	446	個人
土地	丸亀市田村町	991 番	田	307	個人
土地	丸亀市田村町	992 番	田	915	個人
土地	丸亀市田村町	993 番	田	604	個人
土地	丸亀市田村町	994 番	田	211	個人
土地	丸亀市田村町	995 番	田	885	個人

- 3 取得費用（予算額）

72,000,000 円

- 4 図面上の表示

次ページのとおり

